

郷土研究誌補助金要綱

昭和56年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、郷土の歴史や文化財の調査及び研究並びに文化財愛護思想の普及、高揚などを目的とした郷土研究団体（以下「研究団体」という）の研究誌刊行事業（以下「事業」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するための必要な事項を定めるものとする。

(対象となる研究団体及び事業)

第2条 補助金交付の対象となる研究団体及び事業は次に掲げる条件を具備すること。

- (1) 市内の各種文化団体のうち郷土の調査研究を行う団体であること。
- (2) 前号の研究団体が行う継続的な調査研究による資料刊行事業を行うこと。

(補助金の額)

第3条 一研究団体につき、年15,000円を超えない範囲とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付を受けようとする研究団体は、事業実施前年度の11月30日までに事業計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 市は、提出のあった前項の事業計画書について、その内容を審査のうえ補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定の旨を当該年度の4月30日までに提出する。
- (2) 前号の通知を受けた研究団体にあつては、補助金交付申請書（第2号様式）収支予算書（第3号様式）及び研究団体の会則等を事業実施年度の5月31日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市は、前項の補助金交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査のうえ補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付の決定をし、その旨を当該研究団体に通知する。

(実績報告)

第6条 研究団体は、第2条に掲げる事業を完了したときは、実績報告書（第

4号様式)及び、収支決算書(第5号様式)を事業完了後20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに当該刊行物を添付し提出しなければならない。

(金額の確定等)

第7条 市は、前項の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。